

議案第7号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例
杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。
第6条第4項第4号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「18歳に達する
日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた杉並区営住宅条例第5条の規定による使用申込みであつて、この条例の施行の際、杉並区営住宅条例第4条の規定による使用の許可を受けていないものに係る使用の許可については、なお従前の例による。

（提案理由）

特に居住の安定を図る必要がある使用者の範囲を改める必要がある。

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(使用者の資格)	(使用者の資格)
第6条 略	第6条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 第1項第3号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。	4 第1項第3号アに掲げる場合は、使用者又は同居者が次の各号のいずれかに該当する場合とする。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 同居者に <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある</u> 者がある場合	(4) 同居者に <u>小学校就学の始期に達するまでの</u> 者がある場合
5 略	5 略